

# 省エネ改修により認定長期優良住宅となった場合の

## 固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は、次の要件を満たした省エネ改修工事をした場合、市に申告することにより改修住宅の固定資産税が1年度分3分の2減額できる制度です。

### 1 要件

#### (1) 住宅の要件について

- ア 平成26年4月1日以前に建築された賃貸住宅を除く住宅であること。
- イ 床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ウ 併用住宅の場合、居住部分の床面積が50%以上であること。
- エ 上記ア～ウに該当する住宅において省エネ改修工事を行い、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に認定された住宅であること。

#### (2) 改修工事について

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

令和8年3月31日までに完了した工事であること

+

- ・ 断熱改修に（窓の断熱改修が必須）係る工事費が60万円超
- 又は
- ・ 断熱改修（窓の断熱改修が必須）に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超

#### (3) 工事費について

前述の(2)の改修に係る工事費が60万円超であること。

※ ただし、省エネ改修工事に係るいわき市等の補助金の支給を受けている場合、改修工事費から補助金を差し引いた額が60万円超である必要があります。

### 2 減額内容

減額措置の適用については、住宅1戸につき1回までです。

適用年度	適用床面積	内容
改修工事完了年の翌年度1年度分	改修住宅の床面積のうち120㎡まで	改修住宅に係る固定資産税の3分の2を減額

### 3 申告手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税減額申告書

+

- ア 県登録の建築士事務所に所属する建築士、または指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関による証明書  
(熱損失防止改修工事等が行われた旨の証明)
- イ 改修工事費用が確認できる書類  
(領収書の写し、補助金等の交付決定通知書の写し、工事明細書の写し、改修前・改修後の写真等)
- ウ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し

### 4 その他

他の制度との併用適用はできません（既に「省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置」の適用を受けている場合も同様です）。